

揚貨設備規則

揚貨設備規則検査要領

揚貨設備規則
揚貨設備規則検査要領

2018 年 第 2 回 一部改正
2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 95 号／達 第 47 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

揚貨設備規則

規則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 95 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 6 月 29 日 規則 第 95 号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものに限る。）が結合して一体となって航行する場合には、それぞれ単体の船舶として本規則の規定を満足するとともに、これらを一の船舶とみなして本規則の規定を満足しなければならない。

附 則

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

揚貨設備規則検査要領

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 47 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 29 日 達 第 47 号
揚貨設備規則検査要領の一部を改正する達

「揚貨設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

-2.として次の 1 項を加える。

-2. 規則 1.1.1-4.の適用上, 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合し, 一の船舶とみなされる場合の総トン数及び長さは, 鋼船規則検査要領 O 編 05.1.1-1.(1)及び(2)により定まるものとする。

附 則

1. この達は, 2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され, かつ, 少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については, この達による規定にかかわらず, なお従前の例による。ただし, 遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。